

## 質問票に対する回答

### ⑦ 特別区と大阪府の事務の分担

### 2. 住民サービスの維持について

	質問要旨	回答要旨
1	・住民サービス維持の具体的方策、制度的担保はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区もしくは大阪府に移管される事務については、その財源や人員とともに承継されるものであり、現大阪市のサービス水準を低下させずに確実に引き継がれるものです。</li> <li>・また、住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものであることから、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適正に住民サービスを決めていくものと考えます。</li> </ul>
2	・水道などのサービスが大阪府に移ると迅速さに欠けるのでは。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。</li> <li>・なお、水道事業は、現在の大阪市の体制をそのまま大阪府に移管し運営することとなりますので、迅速さを損なうことなく、現在と同様に安心・安全な水をご利用いただけます。</li> </ul>
3	・特別区は「中核市並み」の行政サービスを行うとの事だが、「政令指定都市」の大阪府が行っている行政サービスに比べると減少するのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市である大阪府が実施している行政サービスに比べると、中核市並みの権限を有する特別区の事務は減少することとなりますが、大阪府における広域的な事務は大阪府が大阪府に代わって一元的に行うため、特別区は、住民に身近なサービスに専念し、現在より身近な地域で地域のニーズに応じた住民サービスをきめ細かく提供することとなります。</li> </ul>
4	・特別区になることで、市民サービスや公共事業などの質は落ちないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置協定書では、事務の承継の方針として、大阪府及び大阪府が蓄積してきた行政ノウハウや、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。</li> <li>・また、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区設置以後も、その内容や水準を維持するよう努めるものとしています。</li> </ul>
5	・住民サービスの維持のためには制度の維持が重要と考えるが、大阪府の条例は特別区でも維持するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置協定書には、大阪府が行ってきた住民サービスを低下させないよう特別区に適正に事務を引き継ぐこととしており、特別区設置の際には、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスの内容や水準を維持するものとしています。</li> <li>・こうした事務を特別区で行う際に必要な条例は、特別区設置準備期間中に検討し、特別区で制定、施行することとしています。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業が一部事務組合で実施するのであれば、今の区役所サービスをそのまま維持するという説明と反することになるのではないのか。</li> <li>・児童相談所や保健所は大阪市においても増やせるのではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に密接した事務は区役所(地域自治区の事務所)等で実施することとしています。</li> <li>・介護保険事業は、4つの特別区で構成する一部事務組合で担うこととしていますが、その窓口サービスは引き続き区役所で行うこととしています。</li> <li>・児童相談所については、専門的な職員の確保や育成が必要であることから、大阪市において計画的に市内4カ所に整備を進めており、特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置して、より地域の実情に応じて、各区のこども施策と連携しながら、より効果的な運営を行うこととしています。</li> <li>・大阪市では、保健所と保健福祉センターを全市の立場で行う業務と地域に密着していくべき業務に機能分担し、現在の全市1保健所・各区24保健センターで地域保健行政を行っています。特別区制度では、各区に保健所を設置し、各区の状況に応じた保健行政を行います。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置に伴い、敬老パスが無くなるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際、敬老パス等、大阪市が独自で行っている特色ある住民サービスについて維持することを特別区設置協定書に明記しています。特別区設置に伴って、無くなることはありません。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区になると、小・中学校の統廃合は進むのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴って、小・中学校の統廃合が進められるものではありません。</li> <li>・特別区設置後は、各特別区の教育委員会が、地域の実情に応じて適切に判断することになります。(現在は、大阪市の教育委員会が判断しています。)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署は統廃合されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察関係の事務は、従来どおり大阪府が担いますので、特別区が設置されても変更はありません。(大阪府警本部と各警察署はそのままです。)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24区にある区民センターや図書館の今後(特別区設置後)の予定(方針)はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民センターや図書館など、地域住民が利用している施設については、そのまま特別区に引き継がれます。</li> <li>・特別区設置後は、各特別区において選挙で選ばれる区長と区議会が住民の皆さんの意見を聴きながら、運営していくことになります。(特別区設置に伴って、廃止されることはありません。)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスが低下したり、障がい者への優待パスが廃止されたりすることはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際、障がい者を対象とした交通機関料金福祉措置等、大阪市が独自で行っている特色ある住民サービスについては維持することを特別区設置協定書に明記しています。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区によって住民サービスに差が出るのではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区という、より住民に身近な基礎自治体が確立することで、住民の声が届きやすくなり、公選の区長が住民のニーズや地域の実情に応じたよりきめ細かく特色ある施策を展開することが期待できると考えています。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
13	<p>・特別区設置後の淀川区、天王寺区の本庁業務の一部が中之島で行われるが、災害時の対応は大丈夫なのか。</p>	<p>・特別区における災害時の具体的な計画や体制については、各特別区の地域防災計画に災害時の活動体制や応急対策、被災者支援等を具体的に定めるとともに、業務継続計画を定め、全庁あげて災害対応にあたることとなります。</p> <p>・なお、区役所庁舎に配置される職員数については、すべての特別区において、現在よりも増加し、災害時に必要な体制を確保することが可能と考えています。</p>
14	<p>・新築住宅を建てる際の補助金制度はどうか。</p>	<p>・現在、大阪市では、大阪市内において供給・建設される民間分譲マンション、戸建て住宅、タウンハウス等を、住宅金融支援機構又は民間金融機関の融資を受けて、新たに取得する新婚世帯又は子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高に対して利子補給を行っています。</p> <p>・特別区の設置の際、大阪市が実施している特色あるサービスを維持することとしており、この利子補給制度についても特別区に引き継がれます。</p>
15	<p>・各区の社会福祉協議会はなくなるのか。</p>	<p>・現在、各区に設置されている社会福祉協議会は、行政区ごとに設置される「地区社会福祉協議会」にあたりますが、特別区制度に移行すると社会福祉協議会としての法的な位置づけはなくなります。</p> <p>・特別区社会福祉協議会は、法的に市(区)町村社会福祉協議会として設置されることとなります。その法人のあり方については、住民投票後にその結果を踏まえて、大阪市社会福祉協議会と各区社会福祉協議会において検討・判断されることになるものと考えます。</p>
16	<p>・幼稚園はなくなって、保育所になるのか。</p>	<p>・市立幼稚園については、特別区が管理・運営することとなります。</p> <p>・また、特別区に設置に伴って、幼稚園を保育所に転換することはありません。</p>
17	<p>・中央図書館は、他の特別区民であっても、これまで通り利用できるのか。</p> <p>・将来的に府立図書館と統合されるのか。</p>	<p>・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。また、それぞれの特別区の図書館の相互利用についても、他市町村との相互利用と同様に、特別区間の協定等を締結するなど連携を検討します。</p> <p>・また、府立図書館は、府内市町村で収集困難な専門書等を収集・保有するなど、基礎自治体の図書館とはその役割が異なりますので、特別区の設置に伴って、府立図書館と統合することはありません。</p>

	質問要旨	回答要旨
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館について、当面はこれまで同様4区の施設利用は可能なのか。</li> <li>・施設・サービスで特別区設置後に施設・サービス全体での方針の違いがあれば知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。また、それぞれの特別区の図書館の相互利用についても、他市町村との相互利用と同様に、特別区間の協定等を締結するなど連携を検討します。</li> <li>・特別区設置後の施設運営やサービス提供の方針については、選挙で選ばれる区長と区議会が住民の意見を聴きながら、各特別区が、地域の実情に応じて、身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの維持について、どのような具体的な仕組みで現在のサービス内容が維持されるのか。</li> <li>・そのための制度的担保があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区もしくは大阪府に移管される事務については、その財源や人員とともに承継されるものであり、現大阪市のサービス水準を低下させずに確実に引き継がれるものです。</li> <li>・また、住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものであることから、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適正に住民サービスを決めていくものと考えます。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西成あいりん地区の特別清掃事業はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいりん地域は、全国各地から労働者が流入し労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中してきた経過があり、個別の取り組みや一基礎自治体での取り組みを超えた広域的な課題であるため、あいりん地域の諸課題が解決するまで地域の実情に精通した特別区と連携しながら大阪府が、「あいりん日雇労働者等自立支援事業」などの事業を実施することとしています。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所や児童相談所の設置は、特別区にならなくてもできるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では、保健所と保健福祉センターを全市的立場で行う業務と地域に密着していくべき業務に機能分担し、現在の全市1保健所・各区24保健センターで地域保健行政を行っています。特別区制度に移行すると各特別区に保健所を設置し、各区の状況に応じた保健行政を行うこととなります。</li> <li>・児童相談所については、専門的な職員の確保や育成が必要であることから、大阪市において計画的に市内4カ所に整備を進めており、特別区が設置される場合には、これらを各特別区に配置して、より地域の実情に応じて、各区のこども施策と連携しながら、より効果的な運営を行うこととしています。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の運用はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで、中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下することのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。</li> <li>・また、中央図書館を中心とした各図書館とのネットワークについても、現在の住民サービスが維持されるよう、特別区設置準備期間中に検討・調整していきます。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
23	<p>・ごみの収集は各区で区長が業者を選定して行うのか。</p>	<p>・ごみの収集業務については、住民に身近な事務であることから各特別区において実施します。          ・そのなかで、民間業者への業務委託については、各特別区が、業者選定の上、実施することになります。</p>
24	<p>・各種市役所に提出していた資格の登録内容(保険薬剤師の登録など)は区に引き継がれるのか?それとも自身で登録し直す必要性があるのか。</p>	<p>・大阪市で行っていた事務は、大阪府または特別区に事務を分担することとしており、その保有情報を事務とともにそれぞれ引き継ぐこととしています。なお、保険薬剤師の登録に係る事務は国の事務ですので、特別区には引き継がれるものではありません。</p>
25	<p>・住民サービスは、大阪市廃止直後は維持されるのか。10年後に大阪府からの20億円の財源配分がなくなれば、制度は廃止又は改悪となるのか。大阪市廃止直前に、制度の廃止又は改悪する場合もあるのか。</p>	<p>・大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、維持することとし、特別区設置以後も、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めます。          ・住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものですので、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。          ・特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して10年間追加的な財源配分の措置を講じるものです。10年間20億円を特別区に配分する仕組みが終了することによって、住民サービスの維持に関して制度的に事情が変化するものではありません。          ・特別区移行前における大阪市の施策については、大阪市長と市議会が市民のニーズを踏まえ適切に判断していくこととなります。</p>
26	<p>・大阪市民を対象とした市民利用施設の優遇措置は、具体的に協定書に明記されていないが、特別区設置以降も継続されるのか。</p>	<p>・大阪府ならびに特別区に移管する市民利用施設における市民優遇措置については、特別区民に継続することとしています。</p>
27	<p>・市民利用施設の入場料や70歳以上の大阪メトロの優遇措置は、具体的にどのような形で継続するのか。</p>	<p>・特別区もしくは大阪府に移管される事務については、その財源や人員とともに承継されるものであり、現大阪市のサービス水準を低下させずに確実にそのまま引き継がれるものです。          ・また、住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものであることから、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は、その事務を引き継ぐ特別区と大阪府が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</p>
28	<p>・インフルエンザの予防接種にかかる公費負担制度は、居住区以外でも受けることが可能か。</p>	<p>・特別区もしくは大阪府に移管される事務については、その財源や人員とともに承継されるものであり、現大阪市のサービス水準を低下させずに確実に引き継がれるものです。          ・また、住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものですので、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</p>

	質問要旨	回答要旨
29	<p>・住民サービス維持は、「努める」という努力目標ではないのか。その後も永続的に保障するイメージを与え、住民の誤解を生むのでは。</p>	<p>・特別区もしくは大阪府に移管される事務については、その財源や人員とともに承継されるものであり、現大阪市のサービス水準を低下させずに確実に引き継がれるものです。</p> <p>・また、住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものであることから、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は現大阪市における住民サービスの維持と同様に、特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</p>
30	<p>・大阪市がなくなり、特別区が設置された場合、消滅する住民サービスがどの程度あるのか知りたい。特に、建築主事は特別区に設置されるのか。</p>	<p>・これまで大阪府が実施してきた住民サービスのうち、大阪全体の成長や都市の発展、安全・安心に関わるものは大阪府が担い、特別区は、中核市並みの権限を基本として、都道府県の権限や政令指定都市の権限等であっても、住民に身近なものを担うこととしています。</p> <p>・つまり、これまで大阪府が行ってきた住民サービスについては、その担い手が大阪府または特別区に変わるだけで、特別区設置の際には、これまでと同様の水準のサービスを維持します。</p> <p>・建築主事については、各特別区に設置され、特別区はそれぞれ特定行政庁となります。</p>
31	<p>市営住宅に指定管理者制度が導入されると聞いたが、特別区制度において、サービス低下にならないか。</p>	<p>・現在、大阪市においては、市営住宅の維持管理業務の指定管理者制度への移行にあたって、これまでのサービスの一層の向上と効率的な事務処理の観点から、事業者の選定・決定の手続きを進めているところです。</p> <p>・特別区設置の際には、これまでの住民サービスの水準を低下させることがないよう、公営住宅事業を特別区に適正に引き継ぐこととなります。</p>
32	<p>・各区の社会福祉協議会は廃止されると聞いたが、これまで社会福祉協議会が行ってきた業務を継続して行なうと理解してよいのか。</p>	<p>・現在、大阪府が実施している福祉サービス(社会福祉協議会等へ委託実施しているものを含む。)は、特別区設置時にはその水準や内容を維持し、その実施方法を特別区設置準備期間中に検討することとしています。</p> <p>・特別区設置後の社会福祉協議会の体制については、法の規定にもとづき現在の大阪市社会福祉協議会と各行政区の社会福祉協議会に代わり、特別区ごとに1団体又は複数の特別区で1団体の社会福祉協議会が設置されることとなります。</p>
33	<p>・特別区になったら「生野図書館」は廃止になるといわれているが本当か。</p>	<p>・特別区設置の際は、生野図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれ、廃止されることはありません。</p> <p>・「特別区の設置により生野図書館が廃止になる」というのは、誤りです。</p>
34	<p>・各行政区のスポーツセンターが廃止される可能性がある聞いたが、特別区制度ではどうなるのか。</p>	<p>・特別区設置に伴い、各区のスポーツセンターを廃止するものではありません。地域住民が利用している施設については、特別区設置の時点でそれまで大阪府が保有している施設を特別区に引き継ぐこととしています。</p> <p>・お示しの「特別区の設置により廃止の可能性が高くなる」というのは、誤りです。</p>

	質問要旨	回答要旨
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の区単位の組織や単組はどうなるのか。</li> <li>・地域活動協議会はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員法に基づき、民生委員は定められた区域ごとに、民生委員協議会を組織することとしており、現在の大阪市では、その区域は行政区となっています。特別区設置後の区域のあり方等については、特別区において決定する事務として特別区設置準備期間中に検討することとしています。</li> <li>・地域活動協議会の活動は、おおむね小学校区単位としており、特別区が設置されたとしても、この活動範囲は変わることなく継続されるものと考えます</li> </ul>
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老パスや塾代の補助などは、特別区設置後に撤廃される可能性があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置協定書では、敬老パスや塾代助成などの大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区設置以後も、その内容や水準を維持するよう努めるものとしています。</li> <li>・これらのサービスについて、特別区設置後は、住民サービスの内容や水準を維持するといった協定書の承継の方針や住民ニーズを踏まえて、選挙で選ばれた区長や区議会が適切に判断されるものと考えます。</li> </ul>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの医療費や学校給食は、費用助成してもよいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども医療費助成や学校給食の無償化は、現在、大阪府で実施しています。</li> <li>・特別区を設置する際は、大阪市の住民サービスの水準を低下させないように引き継ぎ、その際には、こうした大阪市の特色ある住民サービスについても、その内容や水準を維持することとしています。</li> </ul>
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障がい者も安心して暮らせるのか。</li> <li>・障がい者交通機関乗車料金福祉措置は引き続き使用できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心、安全に暮らせる社会の実現を目指していくことは、特別区に移行しても必要なことです。障がい福祉サービスは、特別区制度移行後は国の制度等にもとづいて特別区が地域の実情を踏まえてサービスを提供することとなります。</li> <li>・特別区設置の際、障がい者を対象とした交通機関乗車料金福祉措置等、大阪府が独自で行っている特色ある住民サービスについては、維持することを特別区設置協定書に明記しています。</li> </ul>
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老パスも維持されるとのことだが、区ごとの差は出ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際、敬老パス等、大阪府が独自で行っている特色ある住民サービスについて維持することとしています。</li> <li>・特別区設置後は、選挙で選ばれた特別区長と区議会が、住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを実施するものと考えます。</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の施設は維持できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府及び大阪府が蓄積してきた行政ノウハウや、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、大阪府や特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。</li> <li>・大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区設置以後も、その内容や水準を維持するよう努めるものとしていますので、住民の皆さんが利用される施設についても、住民ニーズを踏まえて、適切に判断されることとなります。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴い障がい者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証等を発行しなおすのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴って、障がい者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証等の認定内容が変わるものではありませんので、発行しなおす必要が無いように、その事務処理手法等を検討することとしています。</li> </ul>
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域集会施設の建替や解体撤去に関する補助金制度は、特別区に移行しても継続されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際は、これまで大阪市が行ってきた住民サービスの内容や水準を維持します。</li> <li>・特別区の設置に伴い、地域集会施設の建替や解体撤去に関する補助金制度が廃止されるものではありません。</li> <li>・特別区設置後は、選挙で選ばれる区長と区議会が住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。</li> </ul>
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスが維持されるのは特別区設置時点だけで、その後は知事、区長次第ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービス維持は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものですので、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は大阪府(知事)と特別区(区長)が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</li> </ul>
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ、文化施設が安易に削減されることはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政ノウハウや、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、大阪府や特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。</li> <li>・大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区設置以後も、その内容や水準を維持するよう努めるものとしていますので、住民の皆さんが利用されるスポーツ、文化施設等についても、住民ニーズを踏まえて、適切に判断されることとなります。</li> </ul>
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長居トレーニングセンター(長居陸上競技場内設置)がなくなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長居トレーニングセンターを含む長居陸上競技場等の運営にかかる事務は大阪府が担うこととなり、施設が廃止されるものではありませんので、引き続きご利用頂くことができます。</li> </ul>
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、他区に所在する小・中学校が指定校となっており、他の特別区の学校となるが、現在の指定校は継承されるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の区域をまたがって通学区域が指定されている地域に関しては、住民サービスの低下を招くことがないよう、現状と同じ通学区域となります。(現在の指定校は継承されます。)</li> </ul>
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市サービスカウンターの運営は無くなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際は、これまで大阪市が行ってきた住民サービスの内容や水準を維持しますので、サービスカウンターの運営が無くなることはありません。</li> <li>・サービスカウンターは、現在市内に3カ所で運営されていることから、特別区間の連携(4特別区民が利用できるようにするための連携)が必要な事項については、サービス内容・水準を維持する方向で特別区設置準備期間中に検討します。</li> </ul>



	質問要旨	回答要旨
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センターは無くなるのか。</li> <li>・水道の配水はどうなるのか。</li> <li>・特別区の消防はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センターが大阪市域で一体的に行っている教職員への研修に関する事務については、特別区間の連携手法等について、特別区設置準備期間中に検討します。</li> <li>・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、そのことによってサービス内容等が変わるものではなく、現在の大阪市の事務と体制をそのまま大阪府に移管します。</li> <li>・消防は、現在の大阪市域の消防事務は大阪府が担うこととしており、大阪市の消防体制がそのまま大阪府に移管されます。</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴い「重度障がい者等タクシー料金給付事業」や「交通機関乗車料金福祉措置」などのサービスは存続されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際、障がい者を対象とした「重度障がい者等タクシー料金給付事業」や「交通機関乗車料金福祉措置」などの大阪市が独自で行っている特色ある住民サービスについては維持することとしています。</li> <li>・特別区の設置に伴い、廃止されることはありません。</li> </ul>
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度において、渡船場はどこが管理、運営するのか。</li> <li>・また、特別区が担うことになっている渡船場のうち、複数の特別区に跨るものがあると思われるが、その場合、一方の特別区は渡船事業を継続する、もう一方は事業を廃止するなど、管理者の方針が異なった場合にどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、渡船場は8か所あり、特別区設置の際、大阪港湾局所管の木津川渡船場は大阪府に、他の7渡船場(天保山、甚兵衛、千歳、落合上、落合下、千本松、船町)は地域に身近な道路という位置づけであるため特別区に、その管理・運営事務を引き継ぐこととしております。</li> <li>・8つの渡船場のうち、甚兵衛渡船場については、新淀川区(現港区)と新中央区(現大正区)に跨るものになりますが、渡船運航が維持できるよう特別区間で管理・運営に係る協定を結ぶなど、連携手法について検討することとなります。</li> </ul>
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期の職員の負担に関して、働き方改革の視点等も必要ではないか。</li> <li>・制度移行にかかる事務の承継について、考え方を知りたい。併せて、事務の効率化もできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区への移行にあたっては、「働き方改革」にも配慮しながら対応していくべきと考えます。</li> <li>・特別区や大阪府への事務の引継ぎについては、設置準備期間中に、4つの特別区や大阪府への移管を想定した組織体制の試行や調整を行うこととしています。基本的に、その時点で移管される事務に従事している職員を移管することを想定しており、現在事務を実施している大阪市の専門性やノウハウを適切に継承し、必要な体制を整えることとしています。</li> <li>・特別区制度への移行にあたっては、業務の効率的な実施手法等についても、あわせて検討します。</li> </ul>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市民と大阪市民以外では、特別区制度に移行した場合に同じ待遇を受けられるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度では、現在大阪市が実施している事務を、基礎自治体と広域自治体の役割に応じて、特別区または大阪府が実施することとしています。</li> <li>・大阪府に一元化される事務は、現在大阪市が担っている広域的な事務であり、現在大阪市民が受けている住民サービスが低下しないよう、大阪府において適切に実施されることとなります。</li> </ul>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の皆さんが、敬老パスが無くなると心配されているが、大丈夫か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置の際、敬老パス等、大阪市が独自で行っている特色ある住民サービスについて維持することとしています。</li> <li>・特別区設置後は、特別区長と区議会が、住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
54	<p>・協定書では、住民サービスは維持し、低下させないとあるが、どの時点のサービスを指しているのか。</p>	<p>・協定書の「住民サービスを維持する」という記載は、特別区設置時点で大阪府が実施していたサービスの水準を維持するというを指していますが、特別区設置後も、住民サービスの内容や水準を維持するといった協定書の承継の方針や住民ニーズを踏まえて、その事務を引き継ぐ特別区と大阪府が適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</p>
55	<p>・大阪府が実施してきた特色ある住民サービスの維持とは、具体的にどのサービスを指すのか。いつのサービスを指しているのか。維持はいつまで担保されるのか。 ・特色あるサービス以外の一般的な住民サービスも維持の対象と考えてよいのか。</p>	<p>・大阪府が実施してきた特色あるサービスとしては、こども医療費助成、塾代助成、敬老パスのほか、施設の入園料免除などがあります。 ・協定書の「住民サービスを維持する」という記載は、特別区設置時点を指しており、特別区設置後も、住民サービスの内容や水準を維持するといった協定書の承継の方針や住民ニーズを踏まえて、その事務を引き継ぐ特別区と大阪府が適切に住民サービスを決めていくものと考えます。 ・また、一般的な住民サービスについても、大阪府及び大阪府が蓄積してきた行政ノウハウや、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう(維持するよう)、特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。</p>
56	<p>・特別区設置以後も敬老パスなど特色のある住民サービスの内容や水準は維持に努めることとなっているが、それを決めるのは、区長や区議会ではないのか。</p>	<p>・特別区設置の際、敬老パスなど大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは維持することとし、特別区設置以後も、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めます。この「住民サービス維持」は、特別区設置協定書の記載事項として、法定協議会や府・市の議会における議論を経て制度設計したものですので、最大限尊重・順守していくものであり、特別区設置後は特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</p>
57	<p>・現行、大阪府で行われている障害者に対するサービスについて、特別区設置後は、各特別区長の判断で左右され、保障されるものではなく、各区によって不平等やサービスの低下につながるものとなるのか。 具体的には「障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置」や「高齢者への敬老優待乗車証交付」などもどのようになるのか。</p>	<p>・特別区制度における事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪府が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪府及び大阪府は、適正に事務を引き継ぐものとし、特別区の設置の際は、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持するものとしています。 なお、「障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置」や「高齢者への敬老優待乗車証交付」などは維持され、特別区で実施します。</p>
58	<p>・市立図書館が特別区へ移行された後、居住区以外の図書館の本でも現在と同じ様に予約・取り寄せできるか。また、市立中央図書館はどうなるのか。</p>	<p>・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。また、それぞれの特別区の図書館の相互利用についても、他市町村との相互利用と同様に、特別区間の協定等を締結するなど連携を検討します。</p>

	質問要旨	回答要旨
59	<p>・市立図書館は中央区に承継されることになっているが、他の23図書館との規模や機能を考えると、4区の図書館に大きな格差が発生することになる。かかる費用を財政調整財源で配分すれば、中央区に多く配分され、公平性や特別区の独立性が保たれないのではないか。</p>	<p>・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携を図るべく、その内容や費用負担等について検討することとしています。</p>
60	<p>・2039年までに大阪市で予定されている廃止になる施設、民営になる施設を教えてください。</p>	<p>・特別区設置に伴い、現在の大阪市の施設を廃止することはありません。地域住民が利用している施設については、特別区設置の時点でそれまで大阪市が保有している施設を全て特別区に引き継ぐこととしています。</p> <p>なお、「財政シミュレーション」は特別区を設置した場合に、4つの特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するため、一定の前提条件において2025年から2039年まで推計したものです。この中で、市政改革プラン分に掲げている市民プールなどの市民利用施設については、上記の考えに基づき、特別区設置の際は、特別区に引き継ぐ前提となっており、また、特別区移行後においては、最適化の観点からサービス内容と水準を決めていくこととなります。</p>
61	<p>・特別区となった場合、図書館は4区で個別での運用となるが、蔵書や貸出システムも個別となるか。現在のように、他区との連携システムは維持されるのか。</p>	<p>・中央図書館を含む各図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。そのなかで中央図書館と各区の図書館は蔵書数に大きな差があることから、住民サービスを低下させることのないよう、中央図書館を所管する区とそれ以外の区との連携等について検討することとしています。</p>
62	<p>・特別区を設置した場合、他国と姉妹都市やビジネスパートナー都市等の国際交流どうなるのか。</p>	<p>・現在、大阪市が行っている姉妹都市やビジネスパートナー都市等の国際交流事業は、特別区の事務としており、相手方の都市としての特徴や交流に対するニーズ等を踏まえて、関係都市と調整のうえ特別区において実施することとなります。</p>
63	<p>・大阪市の社会福祉協議会が廃止されると聞いたが、福祉サービスはどうなるのか。</p>	<p>・現在、大阪市が実施している福祉サービス(社会福祉協議会等へ委託実施しているものを含む。)は、特別区設置時にはその水準や内容を維持することとしています。</p> <p>・特別区設置後の社会福祉協議会の体制については、法の規定にもとづき現在の大阪市社会福祉協議会と各行政区の社会福祉協議会に代わり、特別区ごとに1団体又は複数の特別区で1団体の社会福祉協議会が設置されることとなります。</p>
64	<p>・保育所・幼稚園・スポーツセンターは今のところ自分の特別区内の施設しか利用できない予定との説明があったが、他にその可能性のある施設(図書館も?)はあるか。</p>	<p>・保育所や特別区立幼稚園については、各特別区ごとに設置・運営することになりますが、居住地の特別区以外の施設も利用できるよう検討することとしています。</p> <p>・スポーツセンターについても、それぞれの所在区に引き継がれることになりますが、その利用要件等については、サービス水準が維持されるよう特別区設置準備期間中に検討します。</p> <p>・市立図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。それぞれの特別区の図書館の相互利用についても、特別区間の協定等を締結するなど連携を検討します。</p>

	質問要旨	回答要旨
65	<p>・大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの維持とは、いつのサービスを指しているのか。維持はいつまで担保されるのか。特色あるサービス以外の一般的な住民サービスも維持の対象と考えてよいか。</p>	<p>・協定書の「住民サービスを維持する」という記載は、特別区設置時点(2025年1月1日時点)を指しており、特別区設置後も、住民サービスの内容や水準を維持するといった協定書の承継の方針や住民ニーズを踏まえて、その事務を引き継ぐ特別区と大阪府が適切に住民サービスを決めていくものと考えます。</p> <p>・また、一般的な住民サービスについても、大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政ノウハウや、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。</p>
66	<p>・住民サービスが支障なく特別区へ引き継がれ、確実に提供されるようにするというが、永久に住民サービスは現状のまま維持されていくと言い切れるのか。</p>	<p>・特別区設置後の住民サービスについては、特別区長と区議会が住民ニーズを踏まえながら、適切に決めていくものと考えます。(なお、現在の大阪市においても、住民サービスが、「永久に」現状のまま維持されると言い切れるものではないです。)</p>
67	<p>・特別区設置後も、図書館や子ども子育てプラザ、地域包括支援センターのサービスは変わりなく維持されるか。</p>	<p>・特別区設置に伴い、図書館や子ども・子育てプラザ、地域包括支援センターを廃止することはありません。地域住民が利用している施設については、特別区設置の時点でそれまで大阪市が保有している施設を全て特別区に引き継ぐこととしています。</p>
68	<p>・大阪市の廃止によって「大阪市社会福祉協議会」「社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会」はどうなるのか。</p>	<p>・特別区設置後の社会福祉協議会については、法の規定にもとづき、現在の大阪市社会福祉協議会と各行政区の社会福祉協議会に代わり、特別区ごとに1団体又は複数の特別区で1団体の社会福祉協議会が設置されることになると考えます。また、「社会福祉法人 大阪市障がい者福祉・スポーツ協会」は法人格を有する団体ですので、その名称や運営体制等については、当該団体において検討・判断されることとなります。</p> <p>なお、今後、社会福祉法人から、あり方等に関する相談があれば、大阪市の関係局において対応していくこととなります。</p>
69	<p>・特別区になっても、他区の図書館やプール等の施設を、所在区の区民と同じ条件で、これからも利用できるか。</p>	<p>・市立図書館は、それぞれの所在区に引き継がれます。それぞれの特別区の図書館の相互利用についても、特別区間の協定等を締結するなど連携を検討します。</p> <p>・プール等はそれぞれの所在区に引き継がれることとなっており、その利用要件等については、現在のサービス水準が維持されるよう特別区設置準備期間中に検討します。</p>
70	<p>財源、人口減少で住民サービスが継続できるのか。</p>	<p>・現在の知事と市長の下で進められている府市連携・戦略の一元化を制度的に実現することにより、大阪の成長を通じて、その成長の果実をもとに、将来にわたって安全・安心で豊かな住民生活を実現するというよき循環により、税収確保などの効果が見込まれると考えています。</p> <p>・なお、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分されるため、住民サービスの水準は維持できる仕組みとなっています。</p>

	質問要旨	回答要旨
71	<p>・大阪市民のお金が府に吸い取られる分、サービスの低下につながっていくのでは。</p> <p>・今までの財源が減ると、トータルで見るとサービスの低下につながるのではないか。</p>	<p>・現在、大阪市長は、広域行政と基礎自治行政の両方を担いながら、人口270万の大阪市全体の状況を踏まえて判断しており、1人の市長が地域ニーズを把握するなどのきめ細かい対応の点で限界があります。</p> <p>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</p> <p>・なお、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分されるため、住民サービスの水準は維持できる仕組みとなっています。</p>
72	<p>・特別区となることで変わらない所を教えてください。</p> <p>・区役所は本当に今までと全く変わらないのか。区役所と呼ぶのは混乱を招くのではないか。</p>	<p>・特別区設置の際、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、その内容や水準は維持されます。また、現在の24区役所では、地域自治区事務所(名称は区役所のまま)として引き続き窓口サービス等が提供されます。</p>
73	<p>予算はない。権限も政令都市大阪よりも格段に縮小している。今後「身を切る改革」を次々と迫られる可能性をどう考えるか。</p>	<p>・大阪の特別区は、中核市並みの権限を基本として、小中学校教職員人事権や児童相談所の設置など都道府県権限や政令指定都市権限であっても、住民に身近なものは特別区の権限として有しています。なお、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分されるため、住民サービスの水準は維持できる仕組みとなっています。</p> <p>・敬老パス、塾代助成、こども医療費助成などの大阪市の特色ある住民サービスについては、特別区を設置する際は、その内容や水準を維持するものとし、特別区設置後においては、地域の実情や住民ニーズも踏まえながら、その内容や水準の維持に努めることとしています。</p>
74	<p>特別区で病院を作りたくても、独自財源を少なくし、予算がなければ、大阪府の議会の決定なしに決められないと聞いたが、区長、区議会の権限はほとんどないのではないか。</p>	<p>・大阪の特別区は、中核市並みの権限を基本として、小中学校教職員人事権や児童相談所の設置など都道府県権限や政令指定都市権限であっても、住民に身近なものは特別区の権限として有しています。</p> <p>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</p>

	質問要旨	回答要旨
75	<p>・平成27年度の住民投票が賛成多数で特別区だったら今より衛生的にも経済的にもマシと言えるか。本当に特別区の方が政令指定都市よりも危機事象の対応が良くなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現により、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり制度的に解消されます。</li> <li>・広域機能が大阪府に一元化されることにより、警察、消防、広域インフラ整備、医療等に関する組織が大阪府に集約され、平時より広域的な視点で危機事象への備えに万全を期すとともに、非常時には迅速な対応が可能になります。</li> <li>・また、特別区においても、各特別区長が、市域より目の届きやすい区域において、地域の実情を踏まえた必要な対応を迅速に行うことが可能になるとともに、状況に応じた、よりきめ細かな応急救助や住民支援が可能になります。</li> <li>・新型コロナウイルスをはじめとする感染症の対策については、感染症予防法等にもとづき保健所が中心となって対応しています。</li> <li>・特別区が設置されれば4つの特別区にそれぞれ保健所が設置され、この4つの保健所が関係機関と連携して、地域の実情に応じた対応を行うこととなります。特別区ごとの感染症対策の計画策定や体制を整備することとなり、各区の状況に応じた対策が可能となります。</li> </ul>
76	<p>大阪府が大阪市の財源や行政権をうばうことは一切ないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、広域自治体と基礎自治体の役割分担を徹底し、大阪府と大阪市の両方が担っている広域機能を大阪府に一元化するとともに、大阪市を住民に身近な4つの特別区とし、基礎自治をより小さい範囲で、住民から選挙された区長・区議会のもと、市一律でなく地域の実情や住民ニーズに応じて行政サービスを提供していくことをめざすものです。</li> <li>・府に移管された財源については、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、特別会計を設置し用途をオープンにする仕組みとしているところです。</li> </ul>
77	<p>・待機児童について、役所に相談しても何の解決にもならないが、ちゃんと聞いてくれる体質に変わるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> </ul>
78	<p>市章(滯標)はなくなるか。区章は各特別区で制定することになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市の廃止とともに大阪市の市章も廃止されることとなります。</li> <li>・各特別区の区章は、その制定も含めて、特別区設置後に各特別区において判断されることとなります。</li> </ul>
79	<p>大阪市内の国の出先機関(ハローワークなど)は、府市で管轄区域の案はあるのか。国で決めるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の出先機関の設置・管轄区域等については、国における判断です。</li> </ul>
80	<p>郵便局は、府市で管轄区域の案はあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局の管轄区については、日本郵便株式会社における判断です。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
81	<p>・特別区設置後は大阪府と特別区で、どちらがどの税金の事務を行うのか。 また、特別区と市税事務所では区の範囲や場所などはどうなるのか。</p>	<p>・現在、大阪府で徴収している税は、大阪府税(法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、事業所税)と特別区税(その他の税)に分かれることとなります。税金関係の証明の交付場所についても、徴収事務と同様に分かれることとなりますが、現在の利便性が低下することが無いよう、特別区間の連携や府と各特別区との連携の手法を検討します。</p>
82	<p>・税関係の証明等について、居住地でない特別区においても、現状と同様に、同じサービスレベルの証明書を取得することができるのか。</p>	<p>・現在、大阪府で徴収している税は、大阪府税(法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、事業所税)と特別区税(その他の税)に分かれることとなります。税金関係の証明の交付についても、徴収事務と同様に分かれることとなりますが、現在の利便性が低下することが無いよう、特別区間の連携や府と各特別区との連携の手法を検討します。</p>
83	<p>・大阪府が独自で実施している住民サービスは特別区長の判断で変更もあると回答されたが、「説明パンフレット」では維持するとなっている。回答が矛盾するのではないか。</p>	<p>特別区制度における事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪府が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪府及び大阪府は、適正に事務を引き継ぐものとし、特別区の設置の際は、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持するものとしています。</p> <p>特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民サービスの向上に努めることとし、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとしています。</p> <p>よって、矛盾するものではないと考えます。</p>
84	<p>・大阪府の成長戦略で、大阪市内に例えば高速道路等を建設する場合は、工事において、特別区の建設に対する決定権はあるのか。</p>	<p>高速道路等を建設する際には、都市計画決定が必要となり、大阪府がその決定を行います。特別区は、市町村と同様に大阪府に対し都市計画の案を申し出ることができます。また、大阪府が都市計画を決定する際には、都市計画法の規定に基づいて地元の特別区の意見を聴くこととなります。</p>